

船橋支部ハラスメント防止宣言

平成30年6月5日

千葉県中小企業家同友会船橋支部
支部長 櫻井 陽子

- 1 例会や懇親会におけるハラスメント行為は、参加者の尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、会員間の活発な発言を妨げ、円満な例会や懇親会の遂行を不当に阻害して同友会への評価にも悪影響を与える大きな問題です。

船橋支部では会員間の平等を基本理念とし、会員間の積極的な交流を図るために本宣言を採択いたします。

- 2 千葉県中小企業家同友会船橋支部は以下のセクシャルハラスメント行為を許しません

- ①異性を蔑視するような発言をすること
- ②興味本位で、性的な冗談・からかい・質問をすること
- ③性的な発言を強要し、又は性的な噂を流布すること
- ④身体への不必要な接触を行うこと
- ⑤その他、他人に不快感を与える性的な言動

- 3 千葉県中小企業家同友会船橋支部は以下のパワーハラスメント行為を許しません

職務上・取引上の地位や人間関係などの優位性を背景に、会員間の正常な交流を逸脱し、受領者の受忍限度を超える精神的・身体的苦痛を与える行為を行うこと。

- 4 本宣言は、千葉県中小企業家同友会船橋支部の会員だけでなく、船橋支部の行事に参加していただける他支部の会員及びゲストの方すべてに適用します。

相手の立場に立って積極的に会員間の交流を図り、快適な例会・懇親会にしましょう！

以上